

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	(株)西原環境 (東京都港区海岸3-20-20)
停止期間	令和4年7月27日～令和4年8月26日
停止措置の理由	令和4年5月23日に労働安全衛生法違反で(株)西原環境に対し略式命令が下された。
措置要件	舞鶴市入札参加停止に関する要綱別表第2「贈賄、不正行為等に基づく停止基準(9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第1又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(3) 関係法令に重大な違反をしたとき。 イ 府内工事等又は府外工事等における違反 1月」に該当。

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894

E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp